1998年10月10日発行

みなみかわち 町議会ネットワークニュース（第99号）



村尾光子
祇園五丁目11-3
TEL&FAX:44-5418
e-mail:
muraomit@mb.infoweb.ne.jp



磯辺香代
祇園二丁目8-2
TEL&FAX:44-6621
e-mail:
k-isobe@bc4.so-net.ne.jp



荒井英子
祇園四丁目5-12
TEL:40-1014
FAX:40-1019

次々と、判断しなければならない事や場面に遭遇する。曖昧にしておくことができれば楽な部分もあるのだが、住民代表の立場からは、絶えず考えを明らかにすることが求められる。

だから、日々研鑽なのだけれど、頭と身体は一つずつしかない。自主研修と地域活動とどちらも存分にはできていないもどかしさ、学んだことをすぐ忘れてしまう情けなさを痛感している。

地方議員の自主勉強会に参加すると、真剣さ熱心さに圧倒される。大きな刺激を受けて議会に臨むのだが、準備不足。またしても、決算審議はお座なりに。反省！（村尾）

・男女共同参画社会作り事業「クリエイト南河内」が繰り広げる学習会にでて、NHK特集「子どもの食卓～なぜ一人で食べるの～」を視聴した。食の場面で子どもは、心身両方にエネルギーを補給しながら大きくなる。今まで、家庭（家族・母親）が無意識に果たしてきた役割が果たしきれなくなっている。忙しくて疲れて、母親ひとりじゃがんばりきれないのも事実。性別役割ではない、新しい協力体制が求められている。（磯辺）

☆気分は、記者！！

“議会だより”の広報委員をしている。このネットワークニュースを書き上げると次は、議会だよりの編集となる。いつも原稿書きに追い立てられて落ち着かない気分です。議会だよりの方は、カメラマンにもなる。議案・一般質問にあった場面・景色を求めて町をウロウロ。おかげで町の様子が少しずつ分かるようになってきました。

（荒井）

今回は平成10年第3回定例会（9月14～18日）の報告です。

もくじ

《審議事項》

報告第 4 号	H9 事業年度栃木県町村土地開発公社決算について	賛成全員	可決
報告第 5 号	H10 事業年度 〃 予算について	〃	〃
同意第 1 号	町教育委員会委員の選任同意 （間藤 方雄氏）	〃	〃
議案第 27 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を改正する条例について	〃	〃
28 号	工事請負契約の締結について（吉田西地区汚水処理施設工事）→経済常任委員会付託→採決	賛成多数	〃
29 号	H10 年度一般会計補正予算（第 2 号）について	賛成全員	〃
30 号	H10 年度国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 1 号）について	〃	〃
31 号	H10 年度老人保健特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃
32 号	H10 年度農業集落排水事業特別会計補正予算 （第 1 号）について	〃	〃
認定第 1 号	H9 年度一般会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
2 号	H9 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定	〃	〃
3 号	H9 老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
4 号	H9 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定	賛成多数	〃
5 号	H9 水道事業会計歳入歳出決算認定について	賛成全員	〃
発議第 2 号	那須地域への首都機能移転の推進に関する決議（案）について	賛成多数	〃
発議第 3 号	道路整備予算の確保に関する意見書（案）提出について	賛成全員	〃
	H9 年度県町村議長会海外地方自治行政調査報告（小池 勝市氏・7 月 10 ～ 17 日）		

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

一般質問：海老原平吉・伊沢 剛・荒井 英子
磯辺 香代・高山 映・村尾 光子（敬称略）（通告順）

★吉田西汚水処理施設建設工事、第2弾

（報告：村尾）

5月臨時会—— 工事請負契約：賛成多数 ——

汚水処理施設は6月定例会で可決し、地下埋設部分の汚水槽の着工をしています。今回は、その上屋と機械設備部分です。（ネットワークニュースNo97 4ページ参照）

これにより、汚水処理施設は今年度中に完成する予定です。付帯施設である親水公園は、設計を一部見直すことになっており、未定です。

契約相手方	鉄建・佐田特定建設工事共同企業体（代表者：鉄建）
契約の金額	2億2575万円（うち消費税1075万円）
工　　期	H11年3月25日まで
工事の概要	建築工事　一式 場内整備工事　一式 機械・電気設備工事一式

落札業者のうち一社が詐欺、補助金適正化法違反の疑いで捜索を受け職員逮捕に至っていることから、審議の過程では質疑が相次ぎました。

1998 6.17 読売新聞

不正受給で理事長逮捕 大阪

大阪府高槻市の老人福祉施設の建設をめぐり、事業主体の社会福祉法人が国と府から計二億四千万円余りの補助金を不正に引き出していたことがわかり、大阪地検特捜部は十五日、社会福祉法人「博乃会」理事長・河西博義容疑者(65)と、建設を請け負ったゼネコン「鉄建建設」（本社・東京）の経営企画部長・小倉[illegible]男(57)、大阪支店建築営業部統括部長・山田浩(53)の両容疑者を詐欺、補助金適正化法違反の疑いで逮捕、関係先数か所を捜索した。

補助金不正受給の舞台になったのは、老人福祉施設「エイペックスひろの」の建設工事。同特捜部の調べによると、河西容疑者らは、事業費を実際よりも約四億円水増しして約二十億七千万円とした虚偽の申請書を府に提出。一九九四年五月に二千四百万円、九五年五月に二億二千百万円の計二億四千五百万円を不正に受け取った疑い。

急遽、経済常任委員会に付託し、採決は最終日となりました。

—— 質疑に答えて ——（本会議・常任委員会）

【助役】新聞・テレビで報道されたが「鉄建建設」を指名業者としたのは

①業者選定に際して「鉄建」から事情聴取したところ、社福法人「博乃会」とは設計変更後も契約を交わしているとのこと。逮捕されているがまだ容疑の段階。

②国・県・県内市町村いずれも処分はしていない。

③今回は下部工事に続くもの。「鉄建」は下部工事を施工している。指名しないのはどうか。

の理由からで、指名するのは問題ないと判断した。町内で発生したのであれば、詐欺、補助金適正化法違反も当然処分の対象となる。

【町長】業者指名選考委員会の結論を尊重する。

経済常任委員会：可決（賛成3・保留：村尾）

「本社関与」は処分の対象とすることを規定に明文化することになった。否決した場合の影響勘案し苦渋の選択の結果（委員長）、可決。

本会議　：可決（賛成10・反対5・保留1）

反対討論：黒川議員（業者選定の慎重さ欠如）

賛成討論：飯野議員（本意ではない、善処を期待）

保留理由：村尾　今後の善処策は一層の厳正が期待できるが、逮捕されて未だ拘留中。事業への影響を考えると判断できない。

南河内町建設工事請負業者指名停止基準

（指名停止の事由及び期間）

第2条 有資格業者の指名を停止する場合及び期間は、別表のとおりとする。

2 前項に該当する事由の確認は、原則として主要報道機関により報道された記事によるものとする。後略。

南河内町入札制度合理化対策実施要綱

第11条 次の号に掲げる者に対しては、関係法令等の規定により厳正に処分する。

(1)談合罪の確定判決を受けた者及び同容疑で逮捕された者並びに捜索を受けた者

(2)・・・公正取引委員会から審決により課徴金の徴収若しくは同法第3条の規定違反容疑で捜索を受けた者

常任委員会では、助役は否決された時の引責にまで及んで説明した。請負業者指名選考委員会の委員長だから。また、入札のやり直しは、補助金不交付の懸念、事業全体の遅延への影響が大と強調。反対と言明したが、同僚からの働きかけで腑抜けになった。

※指名業者は指名願い提出の登録業者の中から、入札毎に工事内容に即したランクにより選定する

★H9年度南河内町会計決算状況（認定第1～5号）　（報告：磯辺）

区分	一般会計	国民健康保健事業	老人保健事業	農業集落排水事業	水道事業 収益的	水道事業 資本的
当初予算	58億2700	8億9273	10億2641	11億5942	2億6626	1億1276
補正予算	18億9764	1億5812	△5646	6433	0	0
繰越額	1億7134	0		1246		
予算現額 (A)	78億9598	10億5085	9億6994	12億3622	2億6626	1億1276
歳入決算 (B)	79億7167	11億2562	9億3509	11億3624	2億7379	収入なし
歳出決算 (C)	75億4478	9億4671	8億9090	10億8143	1億9016	1億945
差引額 (D=B-C)	4億2688	1億7890	4419	5480	8363	△1億945
繰越財源 (E)	1億2748	0		3637		
実質収支 (F=D-E)	2億9940	1億7890	4419	1843	8363	△1億945
基金繰入額	2億2000					

単位：万円（千円以下切り捨て）

建設改良積立金処分金7500万円と、
過年度分損益勘定留保資金3445万円で補填

・繰入金総額は9億459万円。（内、他会計からの繰入5040万円。残りは基金取り崩し）
・決算年度末基金現在高：30億6115万6095円。
・決算額に占める人件費の割合16.7%。類似団体と比較して妥当である（企画課長）
（参考）平成8年度類似団体比較カードによると、本町は15.4%、類似団体21.1%である
・公債費比率のピークはH16年。減税補填債の一括返済をH16に予定しているので。（平成7年度と8年度実施の減税分。）→ 12億相当、元利込み返却
4億5千円位

★財政分析指数

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	備考
実質収支比率	5.7	5.7	6.1	3.9	*7.1*	概ね、3.0～9.9が望ましい
経常収支比率	68.9	74.1	72.3	72.3	*75.6*	この数値が高いほど財政構造は硬直化している。75%以下が望ましい
公債費比率	7.2	7.9	9.1	10.2	*11.9*	公債費の一般財源に占める割合である。この比率が10%以下が望ましい
財政力指数	0.557	0.587	0.636	0.649	*0.661*	1に近く1を越えるほど財源に余裕がある。

• 経常収支比率、公債費比率が上昇傾向である。

$$経常収支比率 = \frac{経常的経費に充当された一般財源}{経常一般財源の額} \times 100$$

（経常的経費：）年々持続して固定的に支出される経費。人件費、扶助費、公債費等

（経常一般財源：）毎年度収入される財源のうち、使い途が決められていない。自由に使えるお金。地方税・地方譲与税・地方交付税等

自由に使えるお金のうち、支払わなければならない金額の割合はどのくらい？

少ない方がいいですよね。住民サービスを低下させてはいけないけれど・・・。

★教育委員会委員に　間藤　方雄氏を再任（同意第１号）　（報告：荒井）

町教育委員会委員の間藤方雄氏が任期満了（平成 10 年 9 月 30 日）となるため、再任を求めた。

教育委員会の構成　（敬称略）

氏　名	間藤方雄	大門　幸	伊藤アヤ	伊澤　茂
性　別	男	女	女	男
年　齢	68	64	63	71
任期満了日	H 14.9.30	H 13.9.1	H 13.9.30	H 12.9.30
通算　年月	4	5	3	2
住　所	祇　園	薬師寺	上坪山	磯　部

★レセプト点検調査嘱託員を設置（議案第 27 号）　（報告：荒井）

診療報酬明細書等点検調査嘱託員を設置し、診療報酬明細書等の点検調査の充実を図るため条例の一部を改正した。 月額１２万円の報酬。

医療保険の種類

わが国において初めて医療保険が制定されたのは、大正 11 年の健康保険法で、より本格的な医療保険制度が施行されたのは、昭和 2 年です。それ以降も幾度かの改正がなされ、昭和 36 年には国民健康保険法が施行され、国民皆保険の実現となりました。

現在のわが国の医療保険制度は、大きく「社会保険」と「国民健康保険」の二つに分けられます。社会保険に加入していない人が、すべて加入する義務のある健康保険が「国民健康保険」です。

＊社会保険…サラリーマン、各官公庁の職員および国・公・私立の学校の教職員など、給与所得者などを対象とした保険制度。

社保の保険料：毎月、被保険者と事業主とが二分の一ずつ負担し、その額は被保険者の月々の報酬によって定められる。

＊国民健康保険…居住地で自営業を営む人や自由業者、水産業者、農林業事などを対象とした保険制度。

国保の保険料：市町村国保の場合の保険料は、世帯単位で定めており、所得割（世帯の中で国保に加入している人の前年度の所得に）、被保険者均等割（世帯員一人当たりに均等に定められた額）、世帯別平等割（一世帯に平等に定められた額）などによって算出された額。

荒井英子の一般質問



1、学校におけるパソコン教育について

文部省の平成10年3月末の調査において、公立の小中高校などの教師のうち、パソコン操作ができる教師は49％、パソコンを使って授業ができる教師は、22.3％だという報告があった。

平成8年の6月議会の一般質問において、本町におけるパソコン教育の現状と今後の方針を伺った。その際、指導者へのパソコン教育は、校内研修や県総合教育センターで行われているとの答弁であったが、現在までの成果について伺いたい。

質問①

- 教師が習得すべきパソコンの基本的な操作とは、どの程度の操作か。
- 本町におけるパソコン操作及び、パソコンを使い授業できる教師の割合は。
- 専門の知識や技術を持つ民間人が授業を教える、いわゆる「社会人先生」の登用が増えつつある。パソコンにおいても民間のシステムエンジニアを非常勤講師として登用し、授業や教員研修に活用するという方向性は打ち出されていると思うが現在の考えを伺う。
- 生徒に対しては、どの段階まで指導しようとしているのか伺う。

答弁《教育長》

- 教員のパソコン操作技能について特に定められたものはないが、パソコンの仕組みや基本的な構成について理解していること。学習に必要なパソコンソフトを選択し、それらの操作・活用ができること。中学校では、技術・家庭科の中に「情報基礎」の学習があり、簡単なプログラムの作り方やワープロ、データベースなどの応用ソフトを使うので、指導に当たる教師はそのための技能が必要となる。活用のモラルやプライバシー保護の知識も必要。
- 平成10年3月現在、小学校：操作43.2％、指導33.0％。中学校：操作52.3％、指導18.2％。中学校における指導の率が低い原因は、教科担任性でパソコンを使う教科が限られている、機器が古いので、今後更新を図る必要がある。
- 専門的な知識・技能を持った人を積極的に学校教育に迎え入れ、授業や教員研修の充実を図る。
- 小学校は、パソコンに触れ、慣れ親しませることを基本方針とし、中学校では、社会科等においてもインターネットを利用した情報の活用を考えている。

質問②

本年度当初予算において、中学校2校でインターネット接続の研究を行うとあったが、現在の進捗状況及び、活用方法について伺う。

答弁《教育長》

機器の導入が完了。電話回線と接続予定。

「インターネットの教育への利用のための研究調査」というテーマを設定し、①接続の方法と問題点②学習方法③電子メールの利用法④事項のホームページ作成⑤情報活用能力等の育成⑥その他必要とする研究をお願いし、これらの研究の成果を参考にしてインターネットの活用方法を考えていきたい。

活用の仕方としては、小学校における秋田との交流、中学校ではオーストラリアへの派遣事業を通して、事前の情報交換、研修中の相互間の交流など、実際に現地へ行く子供たちだけでなく全体の取り組みとなる。

パソコンは習うより慣れの世界で、子どもたちはおもしろいなと興味を持てば自

分でやっていくものだろうと思います。そのための動機付けがなされれば充分なのではないでしょうか。
　キーボードの打ち方などは、画面に向かってやって初めていろいろな機能をマスターしたり、早くなっていくものです。
　T・Tという形でのパソコンにおける社会人先生の登用は、子どもたちの動機付けと先生方への研修と充分なり得るものです。どんどん活用していただきたい。

2、結核検診について

　結核は、「過去の病気」と思われがちだが、年間4万人前後の患者が新たに発生し、3千人近くが死亡しており、依然として日本で最大の感染症である。結核の集団感染は医療・福祉機関で多く発生しており、集団感染が起こる背景には、結核を過去の病気とする誤った認識が医療関係者にも感染者にもあると指摘（8月28日付・下野新聞論説）されている。そして、先ごろ県南の病院で結核の集団感染が発生していたことが明らかになったが、本町における結核検診について伺う。

質問①
集団感染が報道されたとき、天寿荘への対応・指導はどのようになされたか伺う

答弁《保健衛生課・課長》
　県南の病院において集団感染が報道されたが、それ以前に新潟県の特別養護老人ホームにおいて肺結核の集団検診が発生したのでその時点から対応していることを確認。施設への対応・指導については、県が行っている。

質問②
在宅療養者及び天寿荘入所者への結核検診影はどのように実施されているのか伺う

答弁《保健衛生課・課長》
　結核予防法に基づき、施設では施設長が定期の健康診断を実施することになっている。天寿荘においても、定期健康診断を実施し、結核の既往歴のものには医師の指示により健康管理を実施している。
　在宅療養者については、町の看護婦、在宅看護婦による訪問看護・保健指導を実施し、医師との連携を図りながら、本人や家族の健康管理をすることにより、結核の早期発見と感染防止に勉めていく。

　住民検診の一つとして結核検診が毎年1回実施されていますが、寝たきりの方や体が不自由な方への対応はどのようになされているのでしょうか、早期発見・早期治療のためには十分な対応がなされるべきと考える。

3、産廃施設建設の反対運動について

　9月4日、国分寺に建設予定の産業廃棄物焼却処理施設の建設反対の署名が県知事宛に提出された。この署名は、国分寺の町内会長連絡協議会と環境問題を考える会が行い、合計19058名の反対署名を集め、両町有権者の約7割の住民が建設反対の意志表示をしたことになる。

質問
　町長同士での連絡・連携を更に強化し、協力して住民の意志に応えていただきたいが、町長の見解を伺う。

答弁《町長》
　署名提出により、より多くの地域住民の方が不安を抱いていることは事実であり、町としても住民の意思を十分に念頭に置いて対応していく。



磯辺香代の一般質問（9／17）

1. ごみ行政について

①南河内町ごみ減量化分別収集推進検討委員会において平成6年～7年にかけての委員がまとめた提言がある。内容について承知しているか伺う。

【町長】
承知している。

②提言がまとめられてから2年以上が経つが町として、実現に向けての計画策定も、広域保健衛生組合への意見反映もないように思う。なぜか。

【町長】
提言に沿い、町として努力しているつもりである。
1. 不用品交換制度を年2回にした。
2. ごみ集積所表彰制度は廃止した。
3. 生ごみの堆肥化については、発酵堆肥化機「たべ丸君」を検討委役員宅に試験的に設置したが、町の補助対象には至らなかった。しかし、コンポスト容器については、従来の室外用に加え室内用も補助対象にした。また、公共施設（薬師寺小学校）へモデルケースとして給食残飯の堆肥化機を導入した。
4. 焼却・埋め立てに頼らないごみの自区内処理の件については、広域組合関係市町に提案するに至っていない。考え方について反対ではないが難しい。

③ごみに対する取り組みを住民に理解しやすいものにし、一層前進させるために、検討委員会の提言を中心に据えた、一般廃棄物に関する町としての中長期的プランの策定を求める。

【町長】
町ごみ検討委員会のまとめ提言を参考に県及び小山広域組合との連携を図りソフト・ハードの両面から進めたい。「計画」は簡単にできない。

☆町ごみ減量化分別収集推進検討委員会
設置目的：生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、次の事項を調査研究し、対策を講じることを目的とする。
1ごみの減量化・再資源化について
2ごみの分別収集について
3ごみの問題啓発活動について
4その他、ごみ問題について必要と認められた事項について
委員：町長（会長）、議会議長、教育民生常任委員長、ＪＡうつのみや南河内代表商工会会長、北部清掃センター運営協議会下原代表、自治会長１０名、保健委員１０名、公募１３名、事務局（助役、保健衛生課）計４６名
活動：H4年から。今年で７年目。

☆どんな提言？
次ページに掲載。少々長いレポートですが、興味のある方はぜひご一読を。
「★ごみ検討委員会の提言」



現在の法律では、一般廃棄物の処理は市町村の責任で行うことになっている。だから、行政にとっては、出てきたごみをいかに効率的に処理するかに関心がいってしまうのは、やむをえない部分もある。ここ数年、人口増や家庭での焼却自粛により、わが町のごみ量は少しづつ増加している。町はその現実に沿った処理計画を毎年度初めに立てているはずである。
ごみの処理計画があるように、減量に向かう計画が必要ではないかと考える。減量減量っていうけれど、なぜ減量なのか。どこまでの減量を目指すのか。住民をどんなごみ処理の形へと引っぱっていきたいのか。分かりやすい計画が必要だ。納得していないのに、命じたことを間違いなくやれと言われても「よし！やるぞ！」とは思いにくい。町長は行政と住民が心を一つにして減量・分別へ向かえるプラン（計画）が欲しくないのだろうか。（磯辺）

2. 自治医大駅周辺県道に沿う歩道の“石”について

県との協議結果、今後の方針を伺う。

【建設課長】
本年度の交通安全運動期間中（９／２１～９／３０）において、県・国分寺町・南河内町・警察等が連携し、両町の視覚障害者・車いす利用者・高齢者等、約１５名の協力を得て、バリアフリーの観点に立った点検を行うことにしている。当然その中で対策方法等検討して参りたい。
（福祉空間形成支援道路事業）

昨年の夏、歩道に置かれた車両侵入防止用の“石”にぶつかってけがをするという事故があり、安全対策を求めておりました。その結果オレンジ色に採色されたので、効果や景観上の問題点について主張してきました。歩行者はもちろんのこと、電動スクーターや車いす、ベビーカーの通行がゆったりとした広い歩道で確保されるはずだったのに、設計者の意図に反して“石”は歩道の機能と景観を壊しているように思います。その後の県との協議について聞きました。

“石”は、何かがぶつかるのか欠けていたり移動されていたり、ハタリと倒れていたり、最近は色もあせて、うらぶれたオブジェと化しています。県・町の対応を前向きと受け止め、改善を期待！

さて、少し長いのですが、ごみ検討委員会がH７年度末に出した提言を掲載します。ごみの種類別に具体的に減量化プランを展開しているところが興味深いところです。また、自区内処理という考え方が原点にあるので、減量・分別への動機付けがよく理解できます。とにかく「減量計画」にとっては、示唆に富んでいます。

このような論文をどう扱っていいか戸惑われたのでしょうか。２年以上もきちんと論議しないで過ごされた町長の姿勢は、良くないと思います。冷静に、誠意をもって、せっかくの委員会の提言に応えるべきであると思います。その中で、広域行政の限界等を率直に述べられて、今後の方向を探ればどうでしょう。

正直に言えば、最終処分場を自前で持つなどと町長が発言することは、とても大変なことでそこまでのことを言ってもらうのは無理だなと察しがつきます。しかし、少なくとも「最終処分場を他県に依存している私たちは、ごみを限りなくゼロに近付けなければならない。それが人の道というものだ。」くらいのこと言ってくれても……。　（磯辺）

☆ごみ検討委員会の提言（Ｈ７年度末）

（１～３省略）

４焼却埋め立てに頼らない、ごみの「自区内処理」原則の確率を求めて

本町は、本町他一市二町（小山市・野木町・国分寺町）で構成する「小山広域保健衛生組合」の一員としてゴミの処理にあたっている。しかし、広域組合構成自治体内に最終処分場を持たないため、焼却灰や分別排出されたビニール・プラスチック類、そして残さ等の最終処分を民間の業者に委託し、他県の最終処分場へ運び込んでいる。かつては福井県の敦賀市・鳥取県内・そして現在では、焼却灰は宮城県村田町の民間業者へ運ばれ、ビニール・プラスチック類とその他の残さは群馬県草津市の処分場へ運ばれている。しかし、草津の処分場の残余容量はあと少ししかなく、埋め立てが完了した場合は、福島県の阿武隈洞に近い小野町に建設された処分場に運び込むことになっているという。小山広域の最終処分は、過去も現在も処分場を求めて、いわば綱渡りのような処分を行っているといえる。（中略）処分場は国の定めた構造基準に基づいて造られているとはいえ、各地で有害物質の漏出という事故を起こしている。また、地域の自然を破壊し、環境への負荷も計り知れない。小野町の処分場で処分されるゴミの９８％が他県からのゴミだということであり、処分場に接する夏井川は下流でいわき市民の飲料水として利用されているという。現地では今、「ごみよ帰れ自分の町へ」を合言葉に大きな反対運動がまき起こり、操業の差し止めを求める裁判も起こされていると聞く。（中略）さて自区内で処理するということになれば、当然自分たちのとこ

ろに焼却場や処分場を設置しなくてはならないということになる。しかし、いわゆる迷惑施設を好んで受け入れる地域は皆無といっても過言ではない。こうした焼却埋め立てを前提としたごみ処理システムは「だれもが必要としている」施設にもかかわらず「だれもが受け入れようとしない」という自己矛盾にすぐ陥ってしまい、反対の声を押し切ってどこかにそれを押し付けることによって成り立っている。しかし、果たして焼却場や処分場を整備するだけがゴミの処理・処分の方策だろうか。ここに身近なひとつの例を示して、だれもが嫌がる「焼却・埋め立て」に頼らないゴミ処理システムの可能性を示唆したい。

（中略）下の表はH6年11月に行った（本町と国分寺町のゴミを焼却している北部清掃センターの）ゴミ質分析の結果であるが、この表からは、ビニール・プラスチック類や不燃物（ビン・缶類）が極端に少ないのが良くわかる。

紙・布類	68.3%	ビニール類	0.5%
木・竹・わら類	5.1%	厨芥類（生ごみ）	14.4%
不燃物	0.3%	その他	11.4%

この表をもとに、歩を一歩進めて考えてみよう。68.3%もある紙・布類は、資源としての再生利用が可能なのではないだろうか。検討委が昨年（H6年）研修した千葉県我孫子市では、スーパーのレシートまでが資源として分別回収されるという徹底ぶりだったことを考えれば、可能性は大である。ビニール類は0.3%とわずかであるが、これは分別回収により、埋め立てゴミとして処理されているからである。（略）こうした燃やせば有害ガスを発生させ、埋めても腐らないような適正処理が困難なものは、売りづらい・買いづらい・作りづらいという作用を及ぼす経済的手法によって、かなりの量を減らすことができる。たとえばドイツでは、ペットボトルの材質を厚くし最低6回は再使用するし、生産段階で1本につき60円くらいの税金をかけ、ペットボトル入りの飲み物を買う消費者はその分を負担するという仕組になっている。（略）こうした適正処理困難物を減らす経済的手法を取り入れた上で、それでもなお出てしまうプラスチック類に関しては、溶融固化して一時保存し、技術の進歩を待って再生利用の方向を探るか、または、表の3番目にある木・竹・わら類といったものと混ぜて固形燃料化し、消費していく方法もある。また厨芥類（生ゴミ）であるが、これは良質の堆肥の原料として活かせる道筋が現実的なものとなっているのであるから、農家などとの有機的な連携を図り、堆肥化して農地に還元していくことができる。長野県の臼田という小さな町では、住民の反対から焼却場も処分場も作れないという現実から出発し、見事なまでの生ゴミの分別をして、生ゴミを堆肥化し、果樹農家などとの連携によって農地還元が図られている。（ちなみに堆肥はトン当たり3000円で販売されている）堆肥化の過程もそれほど金をかけない施設で行っており、小さな町ならではの創意工夫が活かされている。こうしてみてくると、残りは11.4%のその他のゴミだけになってしまう。徹底した分別・リサイクルが進めば、焼却炉や処分場はほとんど不要になってしまうのである。たとえそれらの施設をつくるにしても、最低限のごく小規模なものをつくればすんでしまうことになる。また、ゴミ処理の経費節減という意味からも、焼却・埋め立てに依存しないゴミ処理システムは有効である。現在焼却場を建設するためには、トンあたり1億から1億5千万円くらいの建設費が必要といわれている。（中略）こうした焼却場や処分場に要する莫大な費用、そして残さや残灰の処分に要する費用は、住民の分別・リサイクルへの不断の努力と、行政の焼却埋め立てに依存しない決意の下でのゴミ処理システムの構築があれば、かなり抑制することができる。また、ゴミの処分で他県やその地域の住民に迷惑を掛けずに済むことにもなる。

今後の本町・広域組合のゴミ処理方針のなかに、焼却・埋め立てに頼らない、かつ自区内で処理・処分していくという方向をしっかりと位置付け、早急にそのためのシステム作りについての調査・研究・検討を始めることを熱望する。

村尾光子の一般質問



問1.広報公聴について

住民参加の行政を進め住民自治を実現するには、その大前提として、住民への普遍的な情報提供を基本とした情報の共有化が必要です。また、いつも決まった人ではなく、広く多くの住民から意見を聴取し反映させていくことが重要です。

(1)政策決定の一翼を担っている各種委員会・審議会等の委員選任方法について、特に団体、機関代表は重複して選任されている傾向がある。
目下、最多は一人何役か。広く住民参加を求めるため、一人の最多兼任数を設定してはどうか。

【総務課長】法令により選任根拠が規定されているものもある。現在のところ最多の方で5役程度。今後は、設置目的に添って、可能な限り広く多くの方にお願いするように努める。

議会だより63号(H10年8月発行)には、町に設置されている多くの審議会・委員会が紹介されていた。法律により必置義務のあるもの、また、置くことのできるもの、町独自で設置しているもの等がある。
選任方法も議会の同意が必要なもの、議会の推薦が必要なもの、団体や機関を代表する人、学識者と様々だ。

この中で、団体・機関を代表する人として、安易に会長職にある人を選任する傾向がある。団体・機関代表はその団体等に代表者を推薦してもらったらどうか。必ずしも会長でなくても良いはずだ。この経過があれば、会員や構成員がどんな委員の委嘱を受けているのかが明らかになり、会長だけに負担がかかることも避けられる。町民まつりの実行委員、女性問題懇話会等が好例である。他にも波及してほしい。

(2)町独自の要綱の制定件数と内容を伺う。周知策の一助として、例規集に掲載してほしい。

【総務課長】要綱は32件制定している。例規集に掲載されていないものがあるが、今後は掲載に向けて各課と協議する。

町例規集には、いわば町の法律とも言うべき条例をはじめ、行政を進めるための根拠となる種々の決まり事が記載されている。例規集の索引を数えてみるとその内訳は、条例 121、規則 114、規程 53、要領 4、内規 4、規約 2、細則・基準・心得訓令 1ずつ、そして要綱 14となっている。
条例や他の自治体も関与する規約は議会の議決が必要なので、掲載するのは当然だが、議会に諮らないものの取り扱い方が一様ではないことが分かった。

町では32件の要綱を制定しているが、例規集に掲載しているのは14件のみ。
載せるかどうかの判断基準はどこにあるのだろう。

町独自に設置している委員会等も根拠となる要綱等があるはずだ。それらを公にし、周知することで住民の納得が得られることも多いのではないか。関係者のみしか知らないのでは、行政を預かる者の自己満足に過ぎず、説明責任が無さ過ぎる。

"要綱"の形が良いのかどうかの論議は別として、何事公開が原則だ。

例規集に掲載されている町の要綱

広報広聴活動運営要綱・振興計画振興管理要綱・町有バス使用及び管理要綱・自動車等損害賠償事務処理要綱・選挙人名簿の閲覧に関する事務処理要綱・仁良川簡易郵便局事務監査要綱・臨時的任用職員取扱要綱・過誤納返還金の交付に関する要綱・移動図書館車の管理運営に関する要綱・災害弱者緊急通報装置貸与要綱・生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金交付要綱・土地改良事業補助金交付要綱・建設工事請負業者選定要綱・入札制度合理化対策実施要綱

問２.行財政改革について

H8年に策定した町行革大綱は12年度までの計画。これに基づき年次計画で進めています。果たして大綱に記された方向付けが住民にとって良いのかどうか、見極めが必要です。

(1)大綱に記された今後の措置項目には直通電話導入があげられているが、その理由は何か。検討結果(功罪)と今後の方針を伺う。

【総務課長】事務の効率的運営を目指してH12年度までを検討期間としている。
導入のメリットは住民サービスの向上、人件費1名分の経費節減、デメリットとして住民への周知期間が長い、導入時の財政負担が考えられる。現在役場には10回線入っているが、直通にすると倍は必要になり、費用は600～700万円かかると予測している。経費など比較検討の上、判断する。

電話交換業務委託費は年間132万円(人件費1名分)。設置費と毎年の維持費を比較すると、長期的に見れば直通の方が安い。また、近年ﾌｧｯｸｽでの文書のやり取りが増えていることを考えると、各課に受信装置があった方がよい。
しかし、課毎に電話番号が異なるなら、住民への周知策に工夫が必要だ。職場も一つ無くなる。どちらがよいのか･･･。

(2)議員退職時の報酬は月額ではなく、日割り計算を導入しては。

【総務課長】報酬は給料ではなく職務給なので、本来、日割り計算は馴染まない。
しかし、実施している町もあるので関係者の意見を聞き、実施に向け検討する。

議員報酬は現在月額23万3千円(正副議長は別額)。任期は3月4日から4年後の3月3日まで。退職時の3月分報酬は、たった3日間の在職で1か月分の報酬を受け取る。議員定数は18人だが、改選により退職者があれば、(定数＋退職者数)の報酬を支払う。経費節減に向けて、議会も改善すべきではないか。国分寺町との共同事務処理をしている自治医大周辺下水道組合では、既に日割り計算を導入している。県内では、就職時には13町、退職時には9町が日割り計算を実施(H2年度町村議長会調査結果)。
H元年、3年そして今回と提案してきた。10年目にしてやっと理解が得られた。

問３.廃棄物問題について

(1)北部清掃センターの運営状況について

私たちが排出する燃やせるごみ(一般廃棄物)を焼却している国分寺町地内の北部清掃センターは、現在の施設に建て替えるときに小山広域保健衛生組合、国分寺町、南河内町と地元の下原自治会が何度も話し合った結果、ﾋﾞﾆｰﾙ･ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類は燃やさない、細分別収集と再資源化に取り組むことを前提に協定書を交わして稼働し始めました。これに端を発した細分別収集は、県内では先進的な取り組みとして注目されてきました。焼却炉の状況はどんな具合か聞きました。

1.20ﾄﾝ炉2基による准連続運転方式だが実稼働時間、一日の処理量、ビニ・プラや不燃物等不適切物の混入状況はどうか。

【保健衛生課長】H9年度の処理量は4519ﾄﾝ/年稼働日数 266日/年、平均処理量 17ﾄﾝ/日だった。ごみ質分析は2か月に1回実施し、ビニ・プラの混入率は3.5～1.8%、平均2.5%、不燃物は0.1%未満だった。

②飛灰(バグフィルター灰)の最終処分はどのようになされているか。

【保・衛生課長】焼却灰と一緒に宮城県村田町の民間業者に搬入し、生ごみや汚泥と共に堆肥化している。最良の方法とは考えていない。H14年11月までには、ダイオキシンの恒久対策として、焼却灰とは別に集塵し貯留することになっている。

ごみ焼却時にダイオキシンが発生することは周知の通り。焼却灰、飛灰、排ガスに含まれる。量的には焼却灰(残灰)に含まれるのが多いが、濃度は飛灰(集塵機で集められる煤塵)中が最も高いといわれている。飛灰は特別管理廃棄物に指定され(1992年7月 施行令)、1995年4月1日以降は溶融・セメント固化・薬剤処理等の中間処理(無害化処理)をしないかぎり埋め立て処分はできないことになっている。

焼却灰で堆肥を作ることも問題だと思うが、飛灰も一緒くたでは重大だ。

『14年までには』と悠長なことを言わずに緊急に施設の改善をすべきでは！！

③一般論として焼却炉の耐用年数は15年と言われているが、あと何年位使用できると見通しているか。

【保・衛課長】焼却する内容により異なるがH18年までは使用できると考えている。町としてはできる限り長く使いたい。

④建替え時の地元との協定では、建設の15年後には移転する、10年後までには次期用地の検討を始めることになっているが、どのように対応するのか。

【保・衛課長】北部清掃センターはH3年4月に稼働を始め、15年間の操業を予定している。国・県はごみ処理の広域化、ＲＤＦ化(固形燃料化)を推進しており、小山広域保健衛生組合管内には3箇所の処理施設があることから、建て替えは未確定要素が多い。北部清掃センターの次期用地については北部清掃センター運営協議会で検討したい。もう暫くの猶予を。

地元との約束では15年経ったら運転を止めて移転することになっている。そのために、10年経ったら移転先の検討を始めるのだ。本格操業から8年目の現在、用地検討組織をどうつくるのか、方針が明らかになる時期と思う。地元の方々の心情は理解でき、約束はきちんと果たすべきと思う。しかし、公共投資を考えると、造った物はできるだけ大事に使い長持ちさせるのがより良いと考える。最大の公害発生抑制策を講じ、できるだけ焼却量を減らすのは無論のこと。そうした上で、地元の方々にひたすらお願いするのだ。ビニ・プラ類は約束通り焼却していないから、炉の寿命は伸びるはず。誠意を持ってお願いすれば地元の方々の理解は得られると思うのだが。

ごみ処理の広域化、固形燃料化について一言付け加えるのを忘れた。『焼却を前提とした処理方法から、燃やさない、ごみを出さない方策へ発想の転換が必要なのではないか』と。磯辺議員が町長から引き出そうとしていたことを、改めて質したかったのに・・

(2)産業廃棄物中間処理施設建設計画について

国分寺町では建築計画事前協議に際し、排水は下流関係者と協議の上、柴工業団地内調整池に排水するよう指導したと聞いている。町はどのように対応するのか。

【都市計画課長】柴工業団地内調整池からの排水は、西坪山工業団地の調整池に流入し、絹板地区を経由して小山の田川に放流している。町は柴工業団地調整池の管

理について、S.50年に国分寺町と覚書を締結しており、各工場からの排水水質が公害防止協定の基準を満たす施設、設備を備え、下流の同意を得ていれば放流できる。放流については小山市・鬼怒川漁業組合と国分寺町・南河内町とで公害防止協定を締結している。この中で下流地域として絹板・絹板台自治会の同意が必要としている。→

→西坪山工業団地、柴工業団地に立地する企業は、それぞれ町と公害防止協定を結んだ上で排水を調整池に入れている。この基準値は県水質環境基準より厳しくしている。町としては、「下流の同意」の指導はするが、一方的に受け入れないとは言えない。事前に国分寺町と話し合いをしたい。

(3)特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)について

家電リサイクル法施行に向け町はどう考え、いかに対応するのか。市町村の収集量や不法投棄が増大する懸念がある。

【保・衛課長】家電リサイクル法は3年後に施行される予定。排出者(消費者)には小売り業者への引き渡しと収集・再商品化等の料金支払い義務があり、市町村も粗大ごみ収集で対応しなければならない。町としては、今後、粗大ごみ収集の有料化を検討して法施行の対応を考える。不法投棄増大への懸念は、町不法投棄監視員設置して監視体制を強化したい。

この法律は今年5月に公布され、3年後に本格的な施行となる。しかし、問題点が多々ありそうだ。

①消費者が排出時に料金(処理費用)を支払う。ﾃﾚﾋﾞ3千円、冷蔵庫 5千円、ｴｱｺﾝ4千円、洗濯機 2.5千円(通産省試算)と高額になり、不法投棄増大の懸念

②不法投棄に対処せざるを得ない市町村の負担増とごみ収集で回収した時の料金徴収と引き渡しシステムは？

③マテリアルﾘｻｲｸﾙ(原材料として再商品化)とサーマルﾘｻｲｸﾙ(固形燃料化等熱利用)が考えられている。燃料化は発生抑制策にならない。

《家電リサイクル法》(骨子)

目的：小売業者、製造業者等による収集、再商品化等を適正・円滑に実施して、廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与する。

関係者の役割

(1)製造業者・輸入業者：自ら製造した対象機器の引き取り義務、対象機器の再商品化。

(2)小売業者：自ら販売、または同種の対象機器の引き取り、製造業者への引き渡し義務

(3)消費者：小売業者等への引き渡しと収集・再商品化に関する料金支払い

(4)市町村：収集した対象機器を製造業者等に引き渡す

＊対象機器は当初はテレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンが指定される予定(本年12月頃の政令)

母子通園ホーム

―― ちょっと嬉しい話 ――

就学前の障害児は、それぞれの障害にあった保育・教育プログラムが受けにくい。母子通園ホームの開設を提案したが、町単独では財政上難しいと言われていた。

そこで、小山市で開設している通園ホームに参加する方向で検討をしており、負担金等、来年度の予算要求について財政担当と折衝を始めたと福祉担当者。良かった！！

昨年見学に行ったが、とてもきめ細かな指導をしていた。

町議会を傍聴して

9月17日、一般質問を傍聴しました。当日は町婦人団体連絡協議会の傍聴の日でもあり、とりわけ本年度は男女共同参画社会づくりモデル市町村事業として「クリエイトみなみかわち」の実行委員会も設置され多くの事業計画がなされておりますので、女性の意識、主体的行動等の盛り上がりを期待しながら参加いたしました。

しかし、午前の傍聴席は女性22名、うち団体参加者17名、ちなみに男性6名、午後は女性4名、男性2名で、面識のない方ばかりでした。

先ず、海老原議員の質問により土地改良での無利子条件を知り、この面の一歩前進を感じました。

荒井・磯辺議員のひたむきな熱意ある態度と適切な問題提示に敬服いたしました。今後の活動に期待がふくらみました。特に磯辺議員の6月議会に続いての「ごみ行政について」の質問、町としての具体的なあり方と方向に注目いたしておりましたので、磯辺議員の重ねての質問に対して答弁が噛み合わないまま時間切れとなり、大変残念に思いました。きめ細かな質問にもかかわらず大きく括られもどかしさを感じました。

村尾議員だけが午後になってしまいましたが5期目のベテランだけに、分析能力と相まって政策提案への優れた力に余裕が感じられました。

総じて、これまでより議場の和やかさを感じましたが、現実を見据えて、具体的に具現化決定への議論に至らないもどかしさを感じました。議会の制約の中とはいえ、とことん議論することは無理なのでしょうか。手だてはないのでしょうか。

今回は、県内でも、西那須野、鹿沼、葛生、南河内の1市3町が女性議員3名ということをふまえ、男女共同参画社会づくりへの一つとして女性自身の町政への関心について考えさせられた傍聴でもありました。 —— 藤沼　きく恵 ——

厳粛な議会の最中、身近な女性議員の方々のお姿が確認できると、ほっとした気分になり、堅苦しさや場違いな感じが消えていきました。

当日の傍聴席はほぼ満員で、皆さん熱心に聴き入っておられました。私も、特に荒井さんや磯辺さんの順番になると、次第に質疑応答のやりとりの中に引き込まれていく感がありました。内容は私たちに直接関係する学校教育関連、ゴミの問題等で大変興味深いものでした。答弁側が質疑の意図をよく理解されていないのかなと思われる場面があました。一般質問通告書もある上、議場で議員が再三述べているのに、意にかなった答弁がいただけず、イライラ、ハラハラといった心持ちでした。

村尾さんの一般質問は午後になり残念ながら傍聴できませんでしたが、(この)「町議会ネットワークニュース」により答弁内容を教えていただきます。

傍聴していると議員の方々のご苦労が伝わってきます。私たち町民のために、力を惜しまず頑張って下さっている女性議員の荒井さん、磯辺さん、村尾さんに益々のエールを送りたいと思います。今後とも宜しくお願いいたします。

—— 白石 ——

★那須地域への首都機能移転の推進に関する決議について（発議第２号）（報告：荒井）

那須地域への首都機能移転の推進に関する決議

首都機能移転は、東京一極集中の是正や新しい国際秩序への対応をはじめ、国の災害対応力の強化、地方分権や規制緩和など新しい政治、行政システムを築くための大きな契機となるものであり、21 世紀に向けてわが国に課せられた最重要な課題である。　国の国会等移転審議会においては、去る 1 月 16 日、移転候補地を選ぶための現地調査の対象地域として、3 地域（11 府県）を公表、この秋の現地調査結果を踏まえ平成 11 年秋までに候補地を答申する考えであることが示されたところである。　調査対象地域と選定された「北東地域」には、本県の「那須地域」も含まれ、「那須地域」は、9 項目の選定基準をすべて満たし、特に東京との連携が容易であり、開発可能性に恵まれた地域であるなど、移転先地として極めて優れた条件を有しており、日本の新しい首都には広大な平地と豊かな自然に恵まれた「那須地域」が最もふさわしいものと考える。　「那須地域」への首都機能移転は、21 世紀に向かっての栃木県の将来にとって望ましいものであるが、移転については、もとより県民一人ひとりが十分にその意義を理解し、県民総意のもとに進めなければならないところである。

このような中、県内においても、他県にさきがけ、県議会や市長会、町村会さらにこの 2 月に町村議長会、4 月には市議長会が移転促進決議を行うなど、移転先候補地としての意思を内外に明らかにするとともに、促進組織として県においては県民会議、地元那須地域においては行政・議会による二つの協議会を設立し、首都機能移転に向けての住民合意の形成と醸成を図るべく、各般による様々な取り組みを行っているところである。

本町議会は、「那須地域」への首都機能移転推進を全県民的なものとし、その実現に向けて積極的に取り組むものである。

以上決議する。　　平成 10 年 9 月 18 日　　南河内町議会

…この決議に対するわたしたちの考え

【 村尾：反対 】

「様々な考え方があるが、私は、先ずは地方分権をしっかりと実施し、行政改革を進めるべきと思う。

首都機能移転はそれらが確立された段階で考えるべきで地方分権の体制が整っていない現状では、この決議案には賛成できない。」との趣旨の討論をして反対した。

「同感だ。同調したよ」と小池議員が言った。反対２。

【 磯辺：保留 】

東京への一極集中の是正や災害への対応力の強化について考えると、首都機能の移転そのものに反対ではないが、移転の前提としての行財政改革がなかなか進展してない今の状況では、単純には推進できない。

態度を留保した。

【 荒井：保留 】

首都機能の分散化は必要と思っているが、具体的にどこが良くてどこなら悪いのかはっきりしたものをもっていない。那須に水害が発生し、現在復旧中のことを思うと、災害の直接の場所ではないとのことだが、今この時点で決議することに危惧を覚え、保留とした。

９月議会の報告会を開きます。



とき：１０月２５日（日）午前１０：００～１２：００
ところ：グリーンタウンコミュニテイセンター会議室

＊10月18日実施予定の町民運動会が、雨天のため25日に延期となった場合、報告会は11月1日（日）午後1：30～3：30に行ないます

明日の町政を考える会